

◇ 小規模宅地特例の改正

Q : 相続税の小規模宅地等の評価減の特例についての改正について教えてください。

A : 適用対象面積が一部拡大されました。

【解説】

平成13年度の改正で、小規模宅地等の適用対象面積が一部拡大されました。具体的には、特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、国営事業用宅地等の対象面積が330㎡から400㎡に、また、特定居住用宅地等の対象面積が200㎡から240㎡に引き上げられました。今回の改正により、適用対象面積は次のように、200㎡、240㎡、400㎡の3段階になります。

(1) 事業用宅地

- ① 特定事業用宅地等 (80%減額)
…400㎡ (改正前330㎡)
- ② 上記以外 (50%減額) …200㎡
- ③ 貸付用
 - (A) 特定同族会社事業用宅地等 (80%減額)
…400㎡ (改正前330㎡)
 - (B) 上記以外 (50%減額) …200㎡

④ 国の事業用

- (A) 国営事業用宅地等 (80%減額)
…400㎡ (改正前330㎡)
- (B) 上記以外 (50%減額) …200㎡

(2) 居住用宅地等

- ① 特定居住用宅地等 (80%減額)
…240㎡ (改正前200㎡)
- ② 上記以外 (50%減額) …200㎡

なお、今回の改正は平成13年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

